

IX.-2:107 条 消費者による担保権の供与

- (1) 担保提供者が消費者である場合において、供与により担保権を設定するときは、担保権の設定は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、有効である。
 - (a) 担保目的財産が、個別に特定されていなければならない。
 - (b) 物的担保のための契約を締結する時点で消費者が所有していない財産（次項の規定が適用される金銭債権を除く。）に対しては、消費者が当該財産を取得するために利用する信用を担保する場合に限り、担保権を設定することができる。
- (2) 将来の給料、年金又はこれらに相当する収入の金銭債権に対しては、それらが消費者である担保提供者及びその家族の生活費に使われる限度で、担保権を設定することができない。

コメント

A. 一般的注釈

全部の章が人的担保を提供する消費者の保護に当てられてきた（第IV編第G部第4章）。このことが示すのは、人的担保の提供者が誰であれ負担する大きな危険である。債権者に対する債務は、たとえ条件付であっても、人的担保の提供者の経済生活を脅かしかねないからである。この高い危険と比較すると、物的担保の提供者の義務は、実際に、担保提供者が物的担保権の負担を受ける財産の価値に限定される。危険度が異なることは、動産の物的担保を提供する消費者から、不満が聞かれることはほとんどないという事実にも反映されている。

人的担保と比較した場合に物的担保に結びつく危険度が低いということに加えて、考慮されなければならないのは、[p.5423]人的担保が担保提供者によって引き受けられるのは、その定義上、他人の債務についての担保である〔訳注：かなり意訳〕、ということでもある。これに対して、動産の物的担保の領域では、担保提供者は、しばしば、債務者と同一人である。それゆえ、消費者である担保提供者は、すでに債務者としての資格で消費者保護を受ける権利を有していて、担保提供者としての資格に基づく追加的な保護を一般的には必要としないのである。

こうした観察は、ヨーロッパレベルでの発展によって確認されている。1987年及び2008年の消費者信用に関するEU指令のいずれも、物的担保に関する保護的な規律を含んでいない。

B. 提案理由〔訳注：actionはCと同様でモデル条文による規律の提案という行為であろう〕

それにもかかわらず、明白な誘惑を考慮に入れることが必要であると考えられた。すなわち、傷つきやすい個人は、包括的な信用取引を申し込んだり、大がかりな家庭用設備、新車その他の価格の高いものを信用払いで買ったりする誘惑に曝されることがあるからである。

C. 保護提案を必要とする3つの側面

第1の側面は、負担を設定することができる消費者の財産を十分明確にすることである。（「家財道具すべて」、「あらゆる有価証券 securities」などの）広い記述を避けるために、1項 a 号は、担保を設定するものを個別に列挙することを求めている。この要件は、一定の場合には、たしかに時間を必要とするので、契約コストを増加させてしまうかもしれないが、不意打ちを避けて、消費者である担保提供者が担保権者に対する債務の不履行の場合に負うことになる危険の認識を明確にするのに有用な方法である。

消費者がしばしば曝される別の危険は、消費者が取得を望んでいる将来の財産又はすでに取得契約を締結済の将来の財産を担保として提供することである。この危険は、購入代金のための担保として機能することになる将来の財産に限定されるべきである（b号）。

最後に、2項は将来の財産、すなわち、給与、年金、社会保障給付などの将来の定期的給付を頼りに借金をすることの別の側面を扱う。2項は、そのような定期給付の最低限の額は処分できず、消費者としての担保提供者及びその家族の生活費のために確保しておくということを保障しようとしている。その確保額を定めるのは、たしかに、困難を伴い、時間がかかることが多い。しかし、このことが契約コストを増加させるとしても、取扱いに慎重を要するこの種の担保を担保権者に供与することがもたらす危険を自覚させるのは、消費者の利益に適う。

[p.5424]

D. 消費者保護に関する他の規律

消費者のための他の規律は少ない。切迫した一般的な必要性はまだ明らかではないからである。若干の保護的規律が担保権の実行に関する第7章に含まれている（たとえば、IX.-7:103条（裁判外及び裁判上の実行）3項〔訳注：2項の誤記と思われる〕、IX.-7:105条（担保目的財産の充当に関する不履行前の合意）3項、IX.-7:107条（消費者に対する実行通知））。少額信用の担保は、しばしば債務者によって引き受けられることになろうが、特別の国内立法に従う場合がある（IX.-1:105条（適用除外）1項）。最後に、IX編3章107条（購入資金信用担保の登記）3項〔訳注：4項の誤記と思われる〕は、消費者による購入資金信用担保について、それ以外の場合には適用される登記の要件を外している。